



神奈川県議員  
き さ き  
**木佐木 ただまさ**  
**日本共産党**

いのちとくらし  
守る政治をご一緒に

<プロフィール>

- 神奈川大学法学部卒
- 元法律事務所職員
- よこはま健康友の会副会長
- 横浜東民商顧問
- 弓道初段 1984年生まれ

# 今年を表す漢字が「幸」となるよう力尽くします

新しい年を迎え、様々な地域や団体の新年の催しに呼んでいただきご挨拶やご意見をうかがう機会をいただいています。

鶴見区内では共産党が鶴見区選出議員を代表してあいさつをする当番となっているため、例年に比べてとても機会が多くなっています。こうした機会をとらえて、日頃の活動をしっかりと話しして、少しでも恩返しができると思います。

特に、今年は「平成」という時代が終わる年です。「平成」には、「内外天地、平和を達成する」という意味が込められた元号

だそうです。幸い平成の30年間、日本が戦争当事国になることはありませんでしたが、解釈改憲によって自衛隊の海外任務が拡大され、紛争に巻き込まれる可能性がどんどん高まっています。また、天災や労働災害、究極の人災といえる原発事故など多発する時代でもありました。

戦争をする国へと変貌しないよう、憲法を守り活かす政治の実現と様々な災害にしっかりと対応する体制と、8時間働けば普通に暮らせる社会を実現し労働災害をなくしていくこと、原発とは決別し、将来



鶴見区工業会の新春賀詞交換会でご挨拶

の世代に再生可能エネルギーを残すために転換することが新しい時代には必須です。

昨年を表す漢字は災害の「災」でしたが、今年一年を表す漢字が「幸」となるよう全力で奮闘する決意です。

## 母校「神奈川大学」でブラックバイト相談会を実施！

毎月第4火曜日に桜木町駅で弁護士や労働組合の方と作った「なくせブラック企業！ネットワーク YOKOHAMA」の街頭労働相談会を、ブラックバイト被害が心配される学生に向けて行いたいと、かねてより進めてきた学内相談会が1月21日神奈川大学生協の協力を得て実施されました。

当日は約3時間で6人の学生・職員の方から相談をいただきました。当初の目的であるブラックバイトの被害を受けている学生からの相談はありませんでしたが、繰り返しの有期雇用の方が無期転換することができるルールについて知りたいという方やセミナー研修で多額の入会金を支払ってしまった消費者被害を相談してきた学生、交通事故の状況整理でやってきた学生など多岐にわたる相談が寄せられました。改めて、学生生活の中で誰かに相談したいことが色々生じる中で、誰に相談していいのかわからない学生の状況を知ることができました。

これまで、神奈川大学でワークルール講座を実施したりしてきましたが、これに加えて学生生活をサポートする大学の取り組みについても研究していきたいと思っています。



1月21日に神奈川大学で開催された学内労働相談会

**無料法律相談**

暮らし、労働、生活全般  
弁護士が対応します

■日時：毎月第2・4木曜日午後7時より お一人30分程度 要 予 約  
■ところ：鶴見区潮田町2-120-2党鶴見区委員会事務所 045-504-5121